

飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年4月30日

飯塚市教育委員会

教育長 桑原 昭 佳

飯塚市教育委員会規則第10号

飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市立図書館条例施行規則(平成18年教育委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(禁止行為)</p> <p>第24条 学習室を利用する者(以下「入室者」という。)は、学習室内及びその付近において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第24条 学習室を利用する者(以下「入室者」という。)は、学習室内及びその付近において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p><u>(1) 利用手続を経ずに利用すること。ただし、利用手続が必要でない日は、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>
<p>2 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第25条 図書館等の次に掲げる施設(以下この節において「会議室等」という。)を職員以外の者(団体等を含む。以下同じ。)が利用しようとするときは、所定の手続により館長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>	<p>2 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第25条 図書館等の次に掲げる施設(以下この節において「会議室等」という。)を職員以外の者(団体等を含む。以下同じ。)が利用しようとするときは、所定の手続により館長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>

<u>(1) 略</u>	<u>(1) レファレンス席</u>
<u>(2) 略</u>	<u>(2) 略</u>
<u>(3) 略</u>	<u>(3) 略</u>
<u>(4) 略</u>	<u>(4) 略</u>
<u>(5) 授乳室</u>	<u>(5) 略</u>
<u>(6) 略</u>	<u>(6) 対面朗読室</u>
<u>(7) 略</u>	<u>(7) 略</u>
2 略	<u>(8) 略</u>
	2 略

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。